

人生・出逢い～親の目・子の芽・地域の眼～

☆第17回「人権を考える集い」を開催☆

・10月4日(土)に現在京都産業大学にお勤めの前皇學館大学大学院教授で臨床心理士でもある向出佳司先生をお招きして『人生・出逢い』～親の目・子の芽・地域の眼～というテーマでご講演いただきました。

「今日は人権学習の時間ですが、ゆとりとやすらぎ・くつろぎの時間としてほしい。」と硬さをほぐす言葉からはじまり、ユーモアたっぷりの軽妙な語り口で、人と人とのふれあいの大切さ、「生き活き茶論」での多世代交流のお話など、家庭・学校・地域で大変参考になるお話を聞かせていただきました。

みなさんととても楽しく笑って過ごせ、眠るひまなく人権の勉強をさせていただく「人権を考える集い」となりました。

また、今回からはじめて橋北地区、羽津地区、中部地区の中東ブロック共同開催となったことから、186名の参加があり実りある集会となりました。(事業部)



熱弁をふるわれる向出先生

<参加者の感想より>

- ・すごいマシンガントークで引き込まれました。伝えておきたい事がたくさんあるのが伝わりました。優・悠・友・遊・勇や、あなたなら、あなたしか、あなただけのおかげなど心にとまる言葉が簡潔でよかったです。
- ・楽しく聞かせていただきました。本当に考えさせられることばかりでした。これからの人生に参考にさせていただきます。
- ・向出先生 最高!

シリーズで学ぶ 裁判員制度

～ 第 2 回 ～

前号に引き続き、今回は、刑事裁判・裁判員制度の概要のうち裁判員の役割及び刑事手続の仕組みについて説明します。

2.2 裁判員の役割

裁判員が何をするかといいますと、基本的には次の4点になります。

- ① 地方裁判所(第一審)の刑事裁判の審理に参加します。(審理)
- ② 審理に出された証拠(証言や書面を含む)に基づいて、有罪か・有罪でないか(無罪:完全無罪又は立証不十分を含む。)を決めます。(事実認定)
- ③ 有罪の場合には、どのくらいの刑がよいか決めます。(量刑)
- ④ 判決宣告(判決言渡しは、裁判長が行う。)に立ち会います。審理は公開の法廷で行われます。(公判)

事実認定と量刑は、裁判官と裁判員だけで決め、非公開で行われます。(評議・評決)

裁判員席から見た法廷(モデル)



裁判員は、評議・評決の場において必ず自己の意見を表明することが求められており、受動的発想から能動的発想への転換が必要です。

意見が合わないときは、最終的に多数決で決めることになります。(有罪判決をするには裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上が有罪意見でなければなりません)。

評議の内容(経過・個々の意見・その意見の数の多少)は、裁判中も、裁判後も、むやみに人に話してはいけません(守秘義務)。

なお、守秘義務違反は犯罪(懲役6月以下又は罰金50万円以下)になります。

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。



裁判を行う
法廷で証人の話を聞いた後、
証拠を調べたりします。

評議
裁判官と裁判員で、
有罪・無罪や刑の内容を決めます。

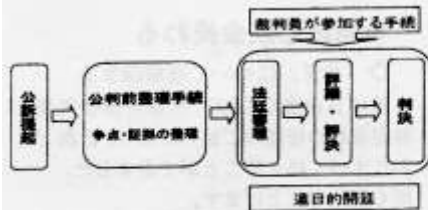
判決

裁判員が参加する仕事



私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。

裁判員の参加する裁判の手続



2.3 刑事手続の仕組み

刑事手続は、あらかじめ法律に定められた罪（罪刑法定主義）を犯したと疑われる人（被疑者：一般的には容疑者）について

- (1) 大半は警察が捜査して証拠を集め
 - (2) 次に検察官が更に捜査して証拠を集め
 - (3) 検察官が被疑者に刑罰を科した方がよいと判断したときに裁判を起し（起訴）、起訴されると被疑者は「被告人」と呼ばれます。
 - (4) 被疑者・被告人の利益・立場を守るために弁護士（資格がある弁護士）がつき
 - (5) 検察官と弁護士が法廷に出された証拠を出して言い分を主張し
 - (6) 裁判所が、法廷に出された証拠（証言や書類を含む）に基づき、検察官の訴えが認められる、すなわち有罪か、あるいは認められない、すなわち無罪（有罪でない）か（事実認定）、有罪の場合、どのような刑を科すか（量刑）を決めるという手続であり、この手続により行われる裁判が刑事裁判です。
- 刑事裁判では、被疑者・被告人の人権を保障するため、次のような原則があります。これらの原則は、憲法の要請である適正手続（デュープロセス）の保障の観点

から、非常に重要なものです。

検察官の起訴独占 検察官が起訴しなければ原則的に裁判にならない。

不告不理の原則 検察官が起訴した事実（公訴事実）以外の犯罪（不告）につき、審理し（不理）、認定することは原則としてできない。

弁護人依頼権 被疑者・被告人の利益・立場を守るため、弁護人（資格ある弁護士）を選ぶ権利がある。

無罪推定の原則 被告人が有罪の判決を受けるまでは、被告人（起訴前では、「被疑者」）は無罪であると推定される。したがって、それまでは被告人が有罪であることを前提とした取扱いをしてはならない、という原則。

立証責任は検察官にある 裁判での証明が終わった後も、被告人が起訴された犯罪を犯したのかどうか分からないときは、被告人は無罪とされる。つまり、被告人が起訴された犯罪を犯したことの「立証責任（立証責任）」は検察官が負っている。

合理的な疑いを残さない程度の証明 常識的にみて、もつともな疑問は残らない程度の立証。通常人なら誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得るだけの立証。

被疑者・被告人の黙秘権 自分の意思に反して話をするを強要されない権利。被疑者・被告人の供述の自由を保障するために認められたもの。

証拠裁判主義 事実は証拠に基づいて認定されなければならないという原則。噂やイメージで判断することは許されない。（以下次号につづく）

お知らせ

◆裁判員制度のスタート迫る！

◇広報用映画 DVD 取り揃えました◇

裁判員制度は、平成 21 年 5 月 21 日によいよスタートします。

裁判員裁判を担当する**裁判員候補者名簿登録**が始まりました。

名簿に登録された方には、11 月 29 日ごろから所轄の裁判所から通知状が送付されます。選出率からみて海蔵地区にご在住の有権者のどなたかが選ばれる可能性は皆無ではありません。

最高裁判所は、裁判員制度について国民の皆さんに事前に少しでも理解を深めていただくよう、裁判員制度をわかりやすく説明した広報用映画 DVD やパンフレット類を各種作成し公的機関や教育機関等に配布しています。

海蔵地区・人権同和教育推進協議会では、これらの教材を用いた委員研修会などを開催して啓発をすすめるほか広報用 DVD を貸出し用として地区市民センターに配備させていただきましたので、グループによる勉強会や家庭での事前学習にご活用ください。

□新たに市民センターに配備した教材

- ◆広報用映画 DVD『評議』 4 枚
（同説明パンフレット付き）
- ◆広報用映画 DVD『裁判員』 4 枚
（同説明パンフレット付き）
- ◆広報用映画 DVD『審理』 4 枚
（同説明パンフレット付き）

◆地区懇談会終わる

◇「共育」について理解深まる

地域自治会ならびに地域自治会代表啓発委員の皆様のご協力により、計画どおりすべて終えることができました。厚く御礼申し上げます。

今年度は、人権教育啓発映画（ビデオ）を視聴したあとグループに分かれていただき、「子どもの人権」について話し合いをしていただきました。

参加者の感想では、「共育についてしっかり考えるきっかけがえられた」、「親子の関係を考えるよききっかけがえられた」、「年代の違う他の参加者のいろいろの考え方や体験談を聞き参考になった」、「近隣や友達とのコミュニケーションを大切にす「まちづくり（コミュニティ）」の必要性を感じた」など寄せられました。一方で、「同和問題」（同和教育）啓発につながる場面が、あっさりしていたために見過ごされたのではないかとのご意見もありました。

来年度の教材選定にあたっては、皆様からのご意見ご感想を参考によりよい企画にして参ります。（広報部）

・委員の異動のお知らせ・（敬称略）

子ども会育成連代表の事業部推進委員
旧委員 岡村佳則
新委員 伊藤広樹

◆ご注意◆

名簿に登録された方への「お知らせ」は、ハガキやメール便、電話等でお知らせすることはありません。裁判所を騙った不審な電話・郵便等にご注意ください。